

高松市監査委員告示第24号

地方自治法第199条第2項、第5項および第7項の規定により監査を実施したので、その結果に関する報告および意見を、同条第9項および第10項の規定により、次のとおり公表します。

また、同条第12項の規定により、措置通知を併せて公表します。

平成17年8月16日

高松市監査委員 北原和夫
同 吉田正己
同 綾野和男
同 大橋光政

平成17年度財政援助団体監査結果報告等について

第1 財政援助団体（財団法人高松市文化芸術財団）監査の結果に関する報告
および意見

1 監査の結果に関する報告

(1) 監査の対象および期間

対 象		期 間
部局および団体	事 務	
教育委員会文化 文化振興課	平成16年度の財団法人高松市文化芸術財団に財政的援助等を与えているものの出納その他の事務	平成17年 5月 2日から
財 団 法 人 高松市文化芸術財団	平成16年度の高松市の財政的援助等に係るものの出納その他の事務	平成17年 6月27日まで

(2) 監査の方法

平成16年度に執行した当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。

監査に当たっては、当該監査対象団体を所管している教育委員会文化部文化振興課および同団体から関係書類の提出を求めるとともに、説明を聴取して実施した。

(3) 財団法人高松市文化芸術財団（以下「財団」という。）の概要

ア 設立年月日

平成15年1月29日（香川県教育委員会設立許可）

イ 基本財産（平成17年3月31日現在）

（単位 円）

基本財産	高松市出捐金
10,000,000	10,000,000

ウ 設置目的

幅広い市民とともに、文化芸術活動の振興・普及を図り、人と人、心と心がふれあう、高松らしい文化の創造と交流に寄与することを目的とする。

エ 事務所所在地

高松市サンポート2番1号

オ 組織（平成17年3月31日現在）

役員は16人で、その内訳は理事長1人、副理事長2人、常務理事2人、理事9人および監事2人である。

カ 実施事業（寄附行為で定めている事業）

- (ア) 市民の自主的な文化芸術活動に対する支援，育成に関する事業
- (イ) 市民の文化芸術活動への参加促進および鑑賞機会の提供に関する事業
- (ウ) 文化芸術の交流，連携および情報提供に関する事業
- (エ) 地方公共団体から指定または委託を受ける文化施設等の管理運営に関する事業

(イ) 地方公共団体から委託を受ける文化芸術の振興普及に関する事業

(ロ) その他目的を達成するために必要な事業

キ 採用している会計基準

公益法人会計基準

ク 高松市との関係

高松市は、財団の設立に際し出捐金を支出しているほか、高松市文化芸術ホール（以下「サポートホール高松」という。）の指定管理者である財団に対し、維持管理運営などの委託料および財団の自主事業などに対する補助金を支出している。

(イ) 高松市からの受託事業の名称および金額

(単位 円)

受託事業名	金額
文化芸術ホール維持管理運営委託料	411,576,241
文化芸術普及事業業務委託料	69,713,103

(ロ) 高松市からの助成事業の名称および金額

(単位 円)

助成事業名	金額
財団派遣職員補助金	39,597,140
文化芸術ホール自主事業補助金	11,388,752

ケ 収支の状況等

(イ) 収支計算書総括表

平成16年4月1日から平成17年3月31日まで

(単位 円)

科目	合計	一般会計	特別会計	基金会計
I 収入の部				
1 基本財産運用収入	2,998	2,998		
2 事業収入	521,946,202	415,518,241	101,420,183	5,007,778
(1)事務局管理費収入	130,020,241	130,020,241		
(2)施設運営費収入	285,498,000	285,498,000		
(3)自主事業収入	17,250,078		12,623,745	4,626,333
(4)受託事業収入	89,177,883		88,796,438	381,445
3 補助金等収入	51,485,892	39,597,140	11,888,752	
(1)事務局管理費収入	39,597,140	39,597,140		
(2)自主事業収入	11,888,752		11,888,752	
4 雑収入	5,396,131	5,301,702	94,415	14
(1)受取利息	3,004	2,375	615	14

(2)雑収入	5,393,127	5,299,327	93,800	
当期収入合計	578,831,223	460,420,081	113,403,350	5,007,792
前期繰越収支差額	920,583	5,354	169	915,060
収入合計	579,751,806	460,425,435	113,403,519	5,922,852
Ⅱ 支出の部				
1 管理費	459,238,582	459,238,582		
(1)財団管理運営費	160,692,837	160,692,837		
(2)施設管理運営費	298,545,745	298,545,745		
2 事業費	109,419,571		109,419,571	
(1)自主事業運営費	21,625,023		21,625,023	
(2)受託事業運営費	87,794,548		87,794,548	
3 固定資産取得支出	157,500	157,500		
4 繰出金	5,007,778	2,964,073	2,043,705	
(1)基金会計繰出金	5,007,778	2,964,073	2,043,705	
当期支出合計	573,823,431	462,360,155	111,463,276	0
当期収支差額	5,007,792	△ 1,940,074	1,940,074	5,007,792
次期繰越収支差額	5,928,375	△ 1,934,720	1,940,243	5,922,852

(イ) 正味財産増減計算書総括表

平成16年4月1日から平成17年3月31日まで

(単位 円)

科 目	合 計	一般会計	特別会計	基金会計
Ⅰ 増加の部				
1 資産増加額	7,105,366	157,500	1,940,074	5,007,792
(1)当期収支差額	6,947,866		1,940,074	5,007,792
(2)什器備品購入額	157,500	157,500		
増加額合計	7,105,366	157,500	1,940,074	5,007,792
Ⅱ 減少の部				
1 資産減少額	2,124,349	2,124,349		
(1)当期収支差額	1,940,074	1,940,074		
(2)什器備品減価償却額	184,275	184,275		
減少額合計	2,124,349	2,124,349	0	0
当期正味財産増減額	4,981,017	△ 1,966,849	1,940,074	5,007,792
前期繰越正味財産額	11,529,233	10,614,004	169	915,060
期末正味財産合計額	16,510,250	8,647,155	1,940,243	5,922,852

(ウ) 貸借対照表総括表
平成17年3月31日現在

(単位 円)

科 目	合 計	一般会計	特別会計	基金会計
I 資産の部				
1 流動資産	142,145,142	113,099,735	23,122,555	5,922,852
(1)現金預金	136,276,834	112,684,559	22,677,201	915,074
(2)未収金	5,868,308	415,176	445,354	5,007,778
2 固定資産	10,581,875	10,581,875		
(1)基本財産	10,000,000	10,000,000		
(2)その他の固定資産	581,875	581,875		
資産の部合計	152,727,017	123,681,610	23,122,555	5,922,852
II 負債の部				
1 流動負債	136,216,767	115,034,455	21,182,312	
(1)未払金	133,582,633	114,248,721	19,333,912	
(2)前受金	772,400		772,400	
(3)預り金	285,734	285,734		
(4)仮受金	1,576,000	500,000	1,076,000	
負債の部合計	136,216,767	115,034,455	21,182,312	0
III 正味財産の部				
1 正味財産	16,510,250	8,647,155	1,940,243	5,922,852
(うち基本金)	(10,000,000)	(10,000,000)		
(うち当期正味財産増減額)	(4,981,017)	(△1,966,849)	(1,940,074)	(5,007,792)
負債および正味財産合計	152,727,017	123,681,610	23,122,555	5,922,852

(エ) 財産目録
平成17年3月31日現在

(単位 円)

科 目	合 計	一般会計	特別会計	基金会計
I 資産の部				
1 流動資産	142,145,142	113,099,735	23,122,555	5,922,852
(1)現金預金	136,276,834	112,684,559	22,677,201	915,074
(2)未収金	5,868,308	415,176	445,354	5,007,778
2 固定資産	10,581,875	10,581,875		
(1)基本財産	10,000,000	10,000,000		
(2)その他の固定資産	581,875	581,875		
資産の部合計	152,727,017	123,681,610	23,122,555	5,922,852
II 負債の部				
1 流動負債	136,216,767	115,034,455	21,182,312	
(1)未払金	133,582,633	114,248,721	19,333,912	
(2)前受金	772,400		772,400	
(3)預り金	285,734	285,734		
(4)仮受金	1,576,000	500,000	1,076,000	
負債の部合計	136,216,767	115,034,455	21,182,312	0
正味財産	16,510,250	8,647,155	1,940,243	5,922,852

(4) 監査の結果

監査の結果、所管部局および監査対象団体の出納その他の事務については、おおむね適正に処理されていたが、別記のとおり、監査対象団体の事務の一部に改善を要する事項が認められ、また、その事務に関して、監査委員の意見を付するものである。

なお、監査対象団体の改善を要する事項について措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を監査委員に通知されたい。

今後とも、法令等を遵守し、より一層、厳正かつ適切な事務の執行に努められたい。

(5) 今回の監査で指摘した事項

監査対象団体に対するもの

支出事務決裁を適正に受けるべきもの

財団法人高松市文化芸術財団処務規程第6条別表第1共通専決事項3財務の表では、決裁金額が1千万円を超える場合には、理事長の決裁を受けることを規定しているが、サンポートホール高松開館記念事業ウィーン・オペレッタ劇場「サウンド・オブ・ミュージック」の委託料支出決裁においては、決裁金額が1千万円を超えているにもかかわらず常務理事が専決しているので、今後は、同規程に基づき、正当な決裁権者までの決裁を受けられたい。

監査対象団体（財団法人高松市文化芸術財団）

2 監査の結果に対する監査委員の意見

監査対象団体に対するもの

(1) 工事費の支出決裁における事務処理について

50万円以下の工事費の支出決裁において、工事費用の具体的な積算内容が明らかにされないまま決裁しているものが見受けられたので、今後、これらの事務処理に際しては、工事費用の具体的な内容が確認できるよう事務処理方法を見直されたい。

監査対象団体（財団法人高松市文化芸術財団）

(2) 施設の利用促進について

サンポートホール高松の開館初年度における施設利用率は、大ホールが86.8パーセント、また、会議室の平均が71.3パーセントであり、利用実績は高い状況であるが、一部の施設において利用率の低いものが見受けられたので、今後においては、施設の特性を生かした利用方法をPRするなど、利用率の向上に努められたい。

監査対象団体（財団法人高松市文化芸術財団）

(3) ホームページでの情報提供について

サンポートホール高松に関する情報発信のため財団のホームページを設けているが、施設を利用する際に必要な使用料等の情報が検索しにくい構成となっているほか、開館前の情報が更新されないまま残っているものが見受けられたので、今後においては、利用者に分かりやすく、かつ、利用促進に効果的な情報の提供に努められたい。

監査対象団体（財団法人高松市文化芸術財団）

第2 前回までの監査で付した監査委員の意見に対する措置内容等

所管部局に対するもの

1 財団法人高松市国際交流協会（以下「協会」という。）の自立化の促進について

(1) 意見を付した事項

協会が国際交流事業を効果的かつ積極的に推進するためには、協会の自主性を高め、事業運営の効率化を図る必要があることから、高松市は、協会における新たな自主財源の確保や人材育成など、協会の自立化に向けた指導をされるよう望むものである。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成17年5月16日）

協会の優位性や特性を生かした収益事業として、平成13年度より、本市の先進的事例を紹介する「先進事例視察案内」を自主事業として提案し、海外からの視察等を誘致することによる自主財源の確保を促した。

また、平成15年度には、市職員の窓口での外国人対応をサポートす

る「外国人対応ハンドブック」を、翻訳等のノウハウを持つ協会に委託して作成した。

さらに、平成16年度から、姉妹都市からの親善研修生受入時等のホストファミリーの募集・選考・説明会の業務を、ホストファミリー等のボランティア登録を行いホームステイ事業のノウハウを持つ協会に移行した。同時に協会に対し、ホストファミリー受入時のコーディネート料の基準設定を提案し、協会の自主財源の確保を促した。

所管部局（総務部秘書課国際交流室）